

要望及び課題の抽出

- ①複数のBF客室へのニーズ
- ②BF客室の稼働率が低い
- ③BF客室の快適性・デザイン性等、設計上の配慮が必要
- ④多様なニーズ(広さ、設備、価格等)に対応した客室が不足
- ⑤バリアフリーに配慮した一般客室が少ない
- ⑥BF客室等に関する情報提供が不足

方向性

- ### 方向性-1 BF客室の複数室化
- 1-1.BF客室の設置数に係る基準の見直し等
- ・BF客室の設置数に係る基準を割合で定めるよう見直しを行う。
 - ・地方公共団体による地域の实情に応じた条例の整備を促進する。
- ### 方向性-2 客室の選択肢を増やす
- 2-1.BF客室の快適性・デザイン性の向上(魅力ある客室の提供)
- ・BF客室のイメージ向上を図るため、合理的、かつきめ細かな設計上の創意工夫を積極的に行う必要がある。
- 2-2.高齢者・障害者等のニーズや利用に配慮した一般客室の整備
- ・BF客室に加えて、高齢者・障害者等、誰もが利用できるように配慮された一般客室の整備を促進する。
 - ・BF客室及び高齢者・障害者等の利用に配慮した一般客室について、客室タイプ(シングル・ツイン・広め等)ごとに選択肢を広げることを促進する。
- ### 方向性-3 バリアフリー情報提供の促進
- 3-1.BF客室等に関する情報提供
- ・客室の広さ(面積)や、出入口の幅や高低差の寸法等のバリアフリー対応に関する情報を判りやすく提供することを促進する。

対応方針(案)

- ### ① BF客室の客室設置数に係る基準の見直し(政令改正)
- | | |
|-----|--|
| 現行 | 客室総数が50室以上の場合は、 1室以上の車いす使用者用客室 を設ける。 |
| 改正後 | 客室総数が50室以上の場合は、 客室総数の1%以上の車いす使用者用客室 を設ける。
(※基準が適用されるのは、新築又は増改築部分の客室) |
- ### ② 条例整備促進のための基本方針改正
- 地方公共団体による条例整備を促進するため、基本方針を改定し、以下の情報を盛り込む。
 - ・国は地方公共団体に対して、条例による具体的な取組状況を情報提供すること。
 - ・条例制定に当たって、対象区域や対象用途を設定して義務付け基準の強化が可能であること。
- ### ③ 事業者等へのバリアフリー対応の要請
- ホテル・旅館業を営む事業者に対して、業界団体を通じて、バリアフリー対応の取組事例や活用可能な支援制度等に関する周知を行い、バリアフリーに関する取組の強化を要請する。
 - 建具・設備等の各種メーカーに対して、高齢者、障害者等も含めた誰もが利用しやすく、汎用性・デザイン性のある質の高い製品を開発・普及するよう要請する。
- ### ④ BF客室に係る建築設計標準の充実・普及
- BF客室や一般客室に係る建築設計標準の改正(追補版の作成)を行う。
(BF客室設置数の基準見直しを反映することに加え、客室の快適性・デザイン性に係る解説や設計標準の追加、優良事例の追加等)
 - 地方公共団体職員や設計者向けの説明会や、建築士に対する定期講習を通じて、建築設計標準の改正内容を周知し、その普及を図る。
- ### ⑤ BF客室等に係る情報提供の充実
- ホテル・旅館のバリアフリー情報に関する統一フォーマット(客室面積、出入口の幅、高低差、車いす対応の有無等)を作成し、その普及を図る。
 - バリアフリー情報の提供方法に関するマニュアル(写真や図面による情報提供やネーミングの工夫等)を作成し、その普及を図る。

ホテル又は旅館のバリアフリー客室設置数の基準見直し(案)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条の**政令改正により**、**延べ面積2,000㎡以上、かつ50室以上のホテル又は旅館**に義務付けられる、車いす使用者用客室の設置数について、**客室の総数に対する割合**で定めるよう見直しを行う。

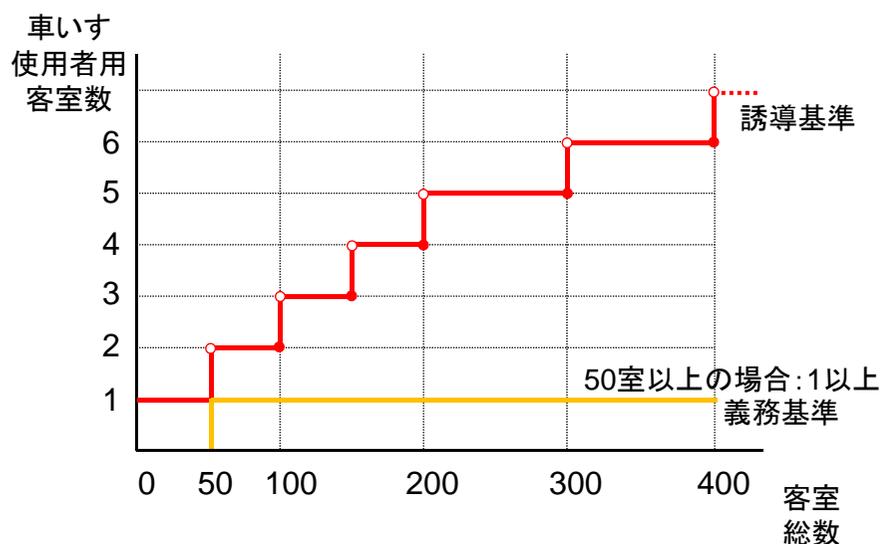
割合設定の考え方(案)

現行

- 客室の総数が50室以上の場合は、**1以上**の車いす使用者用客室を設ける

【誘導基準】

客室の総数が200以下の場合、客室の総数の2%以上
客室の総数が200超の場合、客室の総数の1%+2以上の車いす使用者用客室を設ける



改正後

- 客室総数が50室以上の場合は、**客室の総数の1%以上**の車いす使用者用客室を設ける

【誘導基準】

客室の総数が200以下の場合、客室の総数の2%以上
客室の総数が200超の場合、客室の総数の1%+2以上の車いす使用者用客室を設ける

